

令和7年度前橋市入学支援金支給要項

令和7年11月1日から適用

取扱担当課

前橋市教育委員会事務局 学務管理課（10階）

電話 027-898-5812（直通）

電子メールアドレス gakumukanri@city.maebashi.gunma.jp

この支援金の支給目的、内容、申請手続等は、次のとおりです。

支給目的	経済的支援を必要とする高校等入学希望者に対し入学支援金を支給することにより、教育の機会均等の実現を図ることを目的とします。 ※本制度は、教育委員会への寄附金を財源とするものです。
内容 支給対象者	入学支援金の支給を受けることができる者は、次に掲げる事項の全てに該当する必要があります。 1 高校等（高等学校、高等専門学校、中等教育学校（後期課程）又は専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）に入学を希望する者 2 申請時に本市に住民登録があり、入学以降も継続して本市に居住する予定の者 3 学業及び人物に優れ、健康で進学後も学び続ける意思のある者（卒業見込者は、中学1年生から中学3年生1学期まで、過年度卒業生は、中学3年間の評定平均が3.5以上である者としてします。） 4 家庭（世帯）の経済的理由で修学が困難な者 5 生活保護費を受給していない者 6 暴力団排除に関し次に掲げる事項の全てに該当すること (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。

		(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。				
支給申請の手続等	支給金額	支給金額は200,000円とし、支給は1回限りとします。				
	支給条件	1 支給対象者は、前橋市入学支援金給付事業の遂行に関する報告及び実態調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 支給対象者は、前橋市入学支援金給付事業に係る書類等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 支給対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び支給決定通知書に記載の支給条件を遵守しなければなりません。				
	支給申請の方法、時期等	1 申請受付期間 令和7年11月4日から令和7年12月24日まで 2 提出書類 (1) 入学支援金申請書（様式第1号） (2) 入学支援金調書（様式第2号） 過年度卒業生については必ず厳封したものを提出してください。厳封していない場合、無効とします。 (3) その他市長が必要と認める書類 3 提出方法 (1) 在籍している又は在籍していた中学校へ提出 (2) 過年度卒業生については、上記(1)の他に窓口又は郵送（簡易書留）の提出もできるものとします。 <table><tr><td>窓口</td><td>前橋市役所10階 学務管理課 午前9時00分～午後5時00分</td></tr><tr><td>郵送</td><td>〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 学務管理課 宛 ただし、最終日の消印有効とします。</td></tr></table>	窓口	前橋市役所10階 学務管理課 午前9時00分～午後5時00分	郵送	〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 学務管理課 宛 ただし、最終日の消印有効とします。
	窓口	前橋市役所10階 学務管理課 午前9時00分～午後5時00分				
	郵送	〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 学務管理課 宛 ただし、最終日の消印有効とします。				
支給決定の時期等	申請書類等の審査及び選考を行い採用人数10人を決定し、令和8年2月下旬に、支給の可否、金額、条件等を、支給決定通知書（様式第3号）又は不支給決定通知書（様式第4号）で通知します。					
請求の方法、支払時期等	1 次の書類により請求してください。 (1) 入学支援金支給請求書（様式第5号） (2) 入学予定の高校等の合格通知書等の合格したことが分かる書類の写し (3) 振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）					

		2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。 3 高校等に入学後、入学したことが確認できる書類（在学証明書等）を4月末までに窓口又は郵送（簡易書留）で提出してください。
	支給決定の取消し又は支援金の返還	1 次の場合は、支援金の支給決定が取り消されます。 (1) 偽りその他不正の手段により支給決定又は支給を受けたとき。 (2) この要項、支給決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 (3) 高校等に入学しなかったとき、又は入学が4月末までに確認できなかったとき。 (4) 高校等入学前の3月末までに市外へ転出したとき。 2 入学支援金の支給を受けた後、同支給決定を取り消された場合は、指定された期限までに支援金の全額を返還しなければなりません。
様式	申請書等の様式	1 入学支援金申請書（様式第1号） 2 入学支援金調書（様式第2号） 3 支給決定通知書（様式第3号） 4 不支給決定通知書（様式第4号） 5 入学支援金支給請求書（様式第5号）